

別紙 2-1-6 各条における申請対象設備
(9条：加工施設への人の不法な侵入等の防
止)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

添付1：申請対象設備リスト（9条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

添付2：別紙2（9条：加工施設への人の不法な侵入等の防止）

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を添付2に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に係る対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する設備はない。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②に該当する設備）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止において、「機器単体として機能、性能を達成する設備」に該当する設備はない。

また、「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」においても、該当する設備はない。

なお、MOX燃料加工施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施錠管理を行うことの措置等を「施設共通 基本設計方針」として示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(9条：加工施設への人の不法な侵入等の防止)

申請対象設備リスト

「番号」については、他条文等の整理を踏まえ、申請対象設備リスト完本時に通し番号を設定することとする。

番号	施設区分		設備区分					機器	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	兼用 (主従)	共用 (主従)
	施設共通	-	-	-	-	-	-	基本設計方針	-	9条-1 9条-2 9条-3 9条-4 9条-5 9条-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

添付 2

別紙 2 (9 条 : 加工施設への人の不法な侵入等の防止)

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
1	9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる構、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、監視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止）			○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 1.概要 3.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止方法について 3.1物理的障壁による防護等 3.2出入管理 3.3車両の管理	【1.概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載する。					
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実にするため、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とともに、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止）		【1.概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書の概要について記載する。 【2.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載する。 【3.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、区画の考え方や方法	○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 3.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止方法について 3.4探知施設 3.5通信及び連絡	【2.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要】 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要について記載する。 【3.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止方法について】 ・下記章立てにて記載する旨 【3.1物理的障壁による防護等】 ・不法な侵入等がされていないことの確認方法、区域設定、区画の考え方や方法					
3	また、MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込み防止）	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 1.概要 2.加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.加工施設への人の不法な侵入等の防止方法について 3.1 物理的障壁による区域の設定、区画等 3.2 出入管理 3.3 車両の管理 3.4 探知施設 3.5 通信及び連絡 3.6核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策 4.持込み点検 5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策 6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について	○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 4.持込み点検	【3.2出入管理】 ・MOX燃料加工施設における出入管理の仕方 【3.3車両の管理】 ・MOX燃料加工施設における車両の出入管理の仕方 【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材の構成、監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材の構成 【3.6核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策】 ・MOX燃料加工施設における出入管理の仕方 【3.3車両の管理】 ・MOX燃料加工施設における車両の出入管理の仕方 【3.4探知施設】 ・不法侵入を探知する監視場所、資機材の構成、監視の仕方 【3.5通信及び連絡】 ・不法侵入等発見時において使用する資機材の構成						
4	さらに、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不正アクセス防止）		【3.6核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策】 ・核燃料物質等の不法な侵入又は妨害破壊行為への対策に係る説明 【4.持込み点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方	○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策	【3.6核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策】 ・核燃料物質等の不法な侵入又は妨害破壊行為への対策に係る説明 【4.持込み点検】 ・何が持ち込まれないように点検するか、装置を用いた点検 【5.不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止対策】 ・外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の遮断対策及び外部からの不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）をされた場合の迅速な対応の仕方					
5	これらの運用を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（不法侵入の防止） 設計方針（爆発性又は易燃性を有する物件その他の持込み防止） 設計方針（不正アクセス防止）		【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用してもMOX燃料加工施設の安全性を損なわない考え方	○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 2.MOX燃料加工施設への人の不法な侵入等の防止についての概要 3.6核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為への対策	【6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について】 ・人の容易な侵入等を防止するための資機材を他施設と共用してもMOX燃料加工施設の安全性を損なわない考え方					
6	人の容易な侵入を防止できる構等を他施設と共用する場合は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針（その他共用）			○ 施設共通 基本設計方針	-	V-1-1-5 加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書 6.人の容易な侵入等を防止するための資機材の他施設との共用について						

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止 MOX燃料加工施設への人の不法な侵入並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる構、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、監視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	核物質防護上の措置が必要な区域については、接近管理及び出入管理を確実に行うため、検知施設を設け、警報、映像等を集中監視することができる設計とする。また、核物質防護措置に係る関係機関との通信及び連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、MOX燃料加工施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システム（以下「情報システム」という。）への不法な接近を防止する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	また、MOX燃料加工施設への不正な爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による敷地外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	さらに、不正アクセス行為（サイバートロを含む。）を防止するため、情報システムが電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバートロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断することができる設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	これらの運用を核物質防護規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	人の容易な侵入を防止できる構等を他施設と共用する場合は、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目